

(案 1)

府政沖第77号  
平成21年3月18日沖縄振興審議会会長  
白井 克彦 殿内閣総理大臣  
麻生 太郎

## 特定振興駐留軍用地跡地の指定について

標記について、下記のとおり指定したいので、沖縄振興特別措置法第101条第2項及び第98条第2項に基づき貴審議会の意見を求める。

## 記

区域名	跡地の区域
読谷補助飛行場	平成18年7月31日及び同年12月31日にアメリカ合衆国から返還を受けた読谷補助飛行場の区域
楚辺通信所	平成18年6月15日及び同年12月31日にアメリカ合衆国から返還を受けた楚辺通信所の区域
瀬名波通信施設	平成18年9月30日にアメリカ合衆国から返還を受けた瀬名波通信施設の区域

## 特定振興駐留軍用地跡地（特定跡地）について

### 1 特定振興駐留軍用地跡地（特定跡地）とは

沖縄振興特別措置法において、開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要する跡地であって、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められる5ha以上のものとされている。

内閣総理大臣が沖縄振興審議会の意見を聴いて指定することとされている。

### 2 特定跡地指定の実績

平成15年3月に返還されたキャンプ桑江北側地区及び陸軍貯油施設（旧桑江ブースター・ステーション地区）を、同年10月にキャンプ桑江北側等（北谷町）として、特定跡地に指定している。

同跡地は、平成16年3月に桑江伊平土地区画整理事業が認可され、北谷町施行による区画整理事業が行われている。

### 3 特定跡地に指定された場合

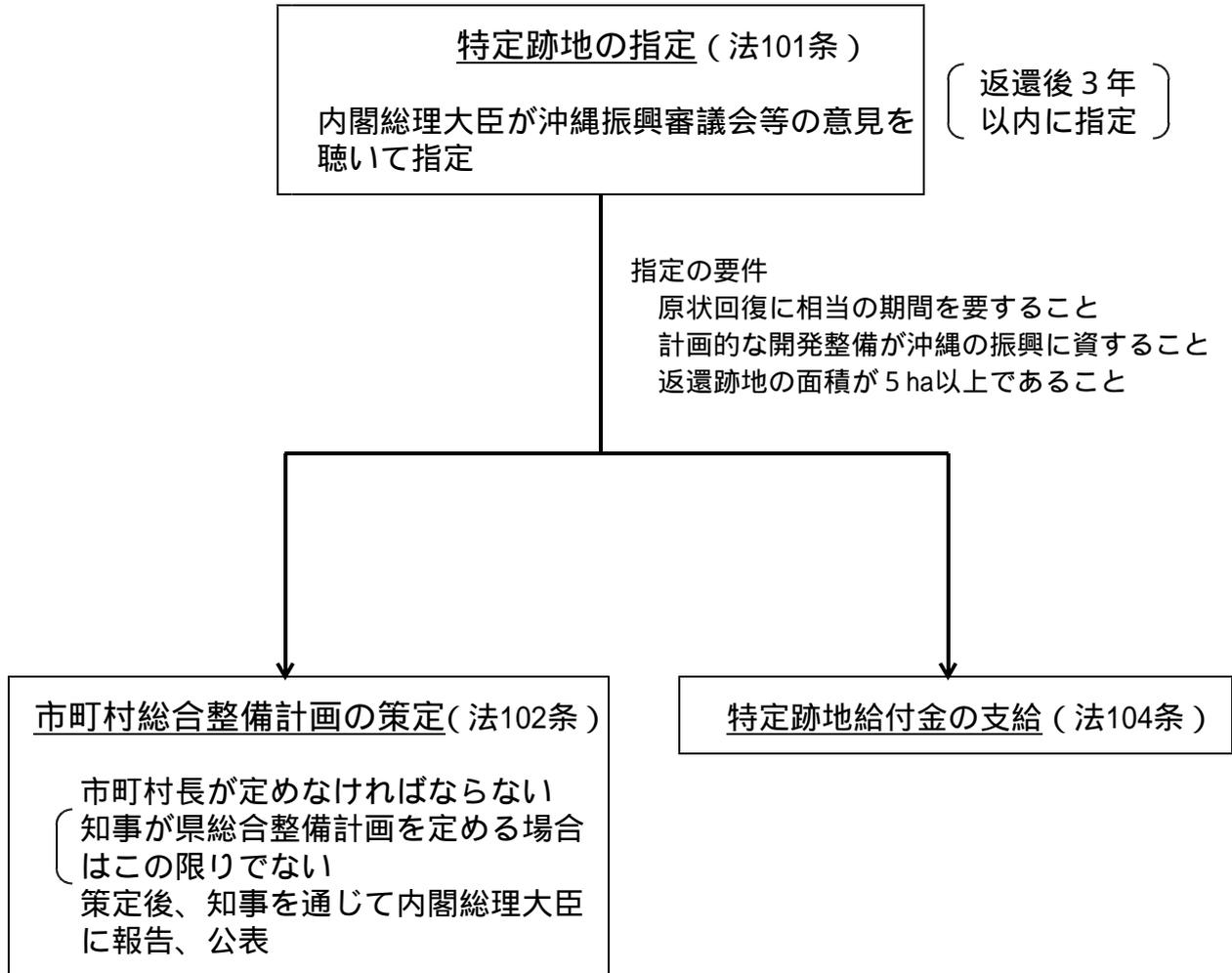
#### 1) 市町村総合整備計画の策定

特定跡地の開発整備を計画的に行うため跡地利用計画が必要であることから、特定跡地の指定があったときは、地域の総合整備に関する基本の方針などを内容とする当該跡地のマスタープランといえる市町村総合整備計画を市町村長が定めることとされている。

#### 2) 特定跡地給付金の支給（防衛省所管）

特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等の負担の軽減を図るため、返還から3年を超えて、土地を使用せず、収益していないときは、給付金を支給することとされている。

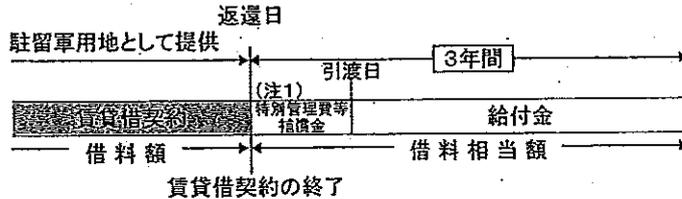
## 特定跡地の指定



## 給付金の支給について

### ○駐留軍用地返還特別措置法の給付金

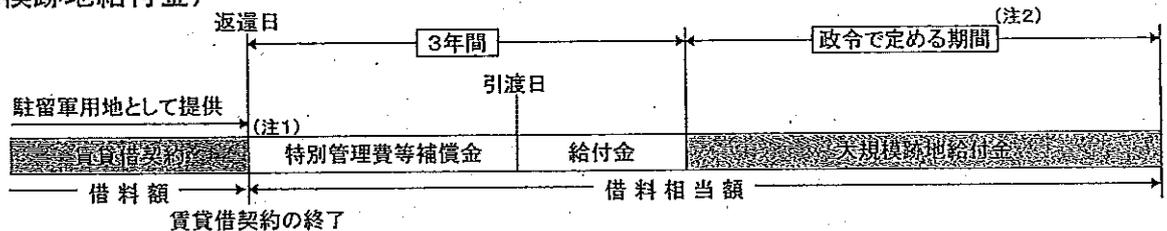
- ・ 返還後引き続き当該土地を使用又は収益していない所有者等に対し支給。
- ・ 一の所有者等について、3,000万円を限度とし、かつ、年間1,000万円を限度とする。



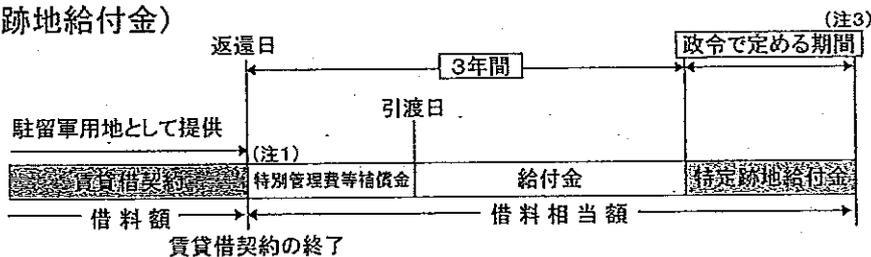
### ○沖縄振興特別措置法の特例給付金

- ・ 返還日の翌日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用又は収益していない所有者等に対し支給。
- ・ 一の所有者等について、政令で定める支給の限度となる期間の年数に1,000万円を乗じて得た額を限度とし、かつ、年間1,000万円を限度とする。

#### (大規模跡地給付金)



#### (特定跡地給付金)



注1: 特別管理費等補償金とは、返還後、国の原状回復により土地が使用できないことによる損失に伴う補償。

注2: 大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して別に政令で定める。

注3: 特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定める。

法律

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

（駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則）

第九十五条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

（国の責務）

第九十六条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則（次条において「基本原則」という。）にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第九十七条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 大規模跡地の指定等

（大規模跡地の指定）

第九十八条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。）又は駐留軍用地跡地であつて、沖縄の振興の拠点となると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を大規模振興拠点駐留軍用地跡地（以下「大規模跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第三百三条第一項に規定する基準日までに行うものとする。

2 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなけ

政令

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）

第五章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等

（大規模跡地の要件）

第三十四条 法第九十八条第一項に規定する政令で定める規模は、三百ヘクタール以上とする。

2 法第九十八条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 その土地が一団の土地であること。
- 二 その土地が既成市街地に隣接する土地であること。

ればならない。

- 5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第九十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針（以下「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

- 2 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 大規模跡地の整備の方針に関する事項
  - 二 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
  - 三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項
  - 四 産業の振興に関する事項
  - 五 その他大規模跡地の整備に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(県総合整備計画の策定)

- 第百条 沖縄県知事は、第九十八条第一項の規定による大規模跡地の指定があつたときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第十一条第一項に規定する県総合整備計画（以下この章において単に「県総合整備計画」という。）を定めなければならない。
- 2 県総合整備計画は、前条第一項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

(特定跡地の指定)

第百一条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たつて原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であつて、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。）を特定振興駐留軍用地跡地（以下「特定跡地」という。）として指定するものとする。

(特定跡地の要件)

第三十五条 法第百一条第一項に規定する政令で定める規模は、五ヘクタール以上とする。

この場合において、当該指定は、第四百四条第一項に規定する基準日までに行うものとする。

2 第九十八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

(市町村総合整備計画の策定)

第二百二条 跡地関係市町村の長は、前条第一項の規定による特定跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第十条第一項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

(大規模跡地給付金の支給)

第二百三条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第百一条第一項の規定により定められた県総合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等(大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているもの)に限り、国有地を除く。以下同じ。)の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項及び次項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から三年を経過した日(次項において「基準日」という。)から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律 第四百十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十二条に規定する補償金)の一日当たりの額に、基準日から大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間)の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金(次項において単に「補償金」という。)の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第一項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数(当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に千万円を乗じて得た額から当該

(大規模跡地給付金の支給の手続等)

第三十六条 法第百三条第一項に規定する大規模跡地給付金(以下この条において単に「大規模跡地給付金」という。)は、基準日以後一年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき大規模跡地給付金の有無及び大規模跡地給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

5 法第百三条第一項後段に規定する政令で定める大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第九十八条第一項に規定する大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して別に政令で定める期間とする。

大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、  
一の大規模跡地所有者等について一年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千万円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。  
4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の大規模跡地所有者等とみなす。

(特定跡地給付金の支給)

第百四条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等(特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日(返還日の翌日から三年を経過した日をいう。)から、特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。  
2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)」に、「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興計画」に改める。

附則第二項中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同日以前に支給が開始された第八条第一項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(特定跡地給付金の支給の手続等)

第三十七条 法第百四条第一項に規定する特定跡地給付金(以下この条において単に「特定跡地給付金」という。)については、前条第一項から第四項までの規定を準用する。

2 法第百四条第一項後段に規定する政令で定める支給の限度となる期間は、法第百一条第一項に規定する特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定める期間とする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

読谷補助飛行場に係る特定跡地の指定要件に関する事項

<p>開発整備を行うに 当たって原状回復 に相当の期間を要 すること (法第101条第1項)</p>	<p>原状回復措置に1年6月半要したこと。</p>
<p>計画的な開発整備 が沖縄の振興に資 すると認められる こと (法第101条第1項)</p>	<p>沖縄振興計画（平成14年7月10日決定） においては、中部圏域の振興の基本方向につい て、「普天間飛行場等駐留軍用地跡地の再開発 を契機として、都市機能の再編・整備を行い、 那覇市から石川市間において、活力と潤いのあ る連たんした都市圏形成を推進する」こととさ れ、具体的な推進方策として、読谷補助飛行場 の駐留軍用地跡地については、「公共施設整備 や集落整備を含めた総合的な整備を促進し、個 性豊かな田園空間の形成を図る」こととされて いること。</p> <p>本区域は読谷補助飛行場跡地利用実施計画を 策定しており、農地としての利用等を内容とす る計画をしていること。</p>
<p>面積が5ha以上で あること (政令第35条)</p>	<p>返還面積は約191haであること。</p>